

静岡県新文化施設運営準備業務委託に係る仕様書

1 業務の名称

静岡県新文化施設運営準備業務委託

2 業務の目的

県は、令和 6 年 2 月に寄附受納した旧ヴァンジ彫刻庭園美術館の土地及び建物等について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）」（平成 11 年法律第 117 号）に基づく事業手法（コンセッション方式）を導入し、静岡県新文化施設（以下、「新文化施設」という。）として運営を行う（以下「本事業」という。）こととしている。

新文化施設の運営開始に向け、事業者公募条件の設定や PFI 法に基づく諸手続、必要な書類の作成等を本事業契約締結まで支援する。

3 委託期間

契約日から令和 8 年 12 月 25 日まで

4 新文化施設の概要

- ・ 静岡県新文化施設（旧ヴァンジ彫刻庭園美術館）
（静岡県駿東郡長泉町東野 347-1）
- ・ 面積 約 24,000 m²

5 本事業の概要

「静岡県新文化施設（旧ヴァンジ彫刻庭園美術館）利活用基本計画」（以下「利活用基本計画」という。）による。

6 業務委託内容

業務を行うに当たっては、利活用基本計画に基づくことはもちろん、国や他の自治体、民間などの事例を収集するとともに、必要に応じ、考え方などをヒアリング等により把握し、適宜反映すること。なお、業務にあたっては、法務や財務、建設等に関する専門的な知見に基づき進めること。

区 分	内 容
基本条件整理	・ 利活用基本計画に関する詳細検討を踏まえた基本条件、課題の整理等
条例、実施方針の作成及び公表等に関する支援	基本条件整理を踏まえ、本事業の概要、特定事業に関する事項、事業者の募集・選定に関する事項、官民のリスク分担、本事業固有の事項等を整理した上で、関係法令に基づく条例の作成、実施方針（特定事業等）の作成、公表に向けた支援 ① 条例の作成 ② 民間事業者等（以下「事業者」という。）の提案内容に関する事業者との対話 ③ 事業者の創意工夫を発揮するための事業条件整理

	④トライアルサウンディングの実施結果を踏まえた条件整理 ⑤上記②から④までの整理等を踏まえた実施方針の作成、公表 ⑥実施方針公表後の意見照会・回答対応 ⑦特定事業の評価、選定、公表に向けた資料作成等の支援 ・実施方針等に基づく VFM の算定 ・VFM 算定結果等を踏まえた評価・検証 ・特定事業選定資料の作成、公表
事業者募集、評価、選定及び公表に係る支援	事業者の創意工夫を最大限に引き出し、本事業の収益性や運営対価の高い提案が生まれやすく、かつ県の財政負担の軽減につながる事業者公募の実施、資料作成等の支援 ①募集要項 事業の概要、事業実施の前提条件等の応募条件、選定基準・手順、リスク分担、要求水準ほか契約に関する事項等重要な事項 (選定基準書) 本県の特性を踏まえた提案書の評価方法、選定基準 (リスク分担) 不可抗力による損害における分担等 (要求水準書) 事業者が実現すべき新文化施設の整備、運営・維持管理等のサービス内容、事業者がサービスを実施する際の業務の水準等 (様式) 事業者が本県へ提出する提案等の様式集の作成 ②募集書類等の質問・回答対応 事業者からの募集書類等に対する質問への回答書案の作成 ③競争的対話の実施 本県と事業者との間での競争的対話の実施 ④事業者選定のための提案書等の評価 事業者から提出された提案書等の取りまとめ、審査、評価 ⑤事業者選定評価の公表 事業者選定評価結果を公表するための資料作成 ⑥選定事業者の提案に対する VFM の算定 選定事業者の提案書に基づく VFM の算定資料の作成
協定及び契約締結に係る支援	本県と事業者との間で締結する基本協定書案及び各種契約書案の作成、事業者との協定、実施契約締結に係る支援
審査委員会開催支援	事業者の選定に関して評価等のために行われる審査委員会の開催支援 ①審査委員会用資料作成 ②議事録作成
協議	業務の進捗に応じた協議を適宜実施し、協議結果を速やかに議事録として作成
その他	その他、協議を進める上で、県が求める資料の作成

7 業務スケジュール（予定）

年 月	支援業務内容	備考
令和 7 年 5 月中旬	契約締結	
5 月中旬～ 6 月	基本条件整理	
6 月～11 月	実施方針（特定事業等）案作成	
6 月	実施方針条例案作成	
7 月	（実施方針条例案報告）	6 月県議会常任委員会報告
10 月	（条例議決） （実施方針案報告）	9 月県議会定例会 9 月県議会常任委員会報告
12 月	（実施方針（特定事業等）報告） 実施方針公表、意見照会・回答	12 月県議会常任委員会報告
令和 8 年 1 月	募集要項案作成（基本協定書（案）及び実施契約書（案）含む） 募集要項公表	
2 月～ 3 月	募集要項説明会、募集要項等質疑・回答	
4 月	第一次審査	
4 月～ 5 月	競争的対話等の実施	
6 月	第二次審査	
7 月～ 8 月	優先交渉権者選定、基本協定締結 優先交渉権者選定結果の公表	
10 月	（運営権設定の議決） 運営権設定公表	9 月議会
11 月～12 月	実施契約案、関連備品賃借契約案等の作成 実施契約の締結・公表	

※実施方針案は令和 7 年 9 月県議会、実施方針、特定事業選定は同年 12 月県議会、事業者募集要項は、令和 8 年 2 月県議会、事業者選定は令和 8 年 9 月県議会で報告できるように進めること。

8 業務の協議等

本業務の遂行にあたり業務の円滑な遂行と実施した業務の確認のため、着手時、納品時及び中間時（契約締結以降、概ね 1 か月に一度ほか適宜実施）、協議を行う。また、必要事項について、随時協議し決定を図るものとする。

9 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書（A 4 版） 2 部
- ・ 電子データ（U S B メモリに記録） 1 式
- ・ その他業務により生じた資料 1 式

10 再委託

- （1）受託者は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- （2）受託者は、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、再委託の相手方、再委託する理由及び内容、その他必要事項をあらかじめ県に提出し、承認を受けなければならない。

11 その他

- (1) 委託業務の遂行に当たり、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (2) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報（個人番号を含む）を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本業務により作成された資料及びデータの著作権は県に帰属するものとし、県は受託者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させることができる。
- (4) 本業務を執行する上で関連して必要となる本仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議により決定する。